

入札公告

東根市公益文化施設整備等事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年 1月14日

東根市長 土田 正剛

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称

東根市公益文化施設整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業予定地

東根市中央南一丁目7-3

(3) 事業内容

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき実施する。入札参加者は、開札及び審査の結果、落札者となった場合は、東根市（以下「市」という。）との事業契約の調印（仮契約）までに、特別目的会社を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として東根市内に設立し、PFI手法（BTO方式）により次の業務を行う。

- 1) 本施設の施設整備に係る業務
- 2) 本施設の開業準備に係る業務
- 3) 本施設の維持管理に係る業務
- 4) 本施設の運営に係る業務

(4) 事業期間

事業契約の市議会における議決の日から平成48年10月31日まで

2 入札参加者の備えるべき参加要件等

(1) 入札参加者の参加要件

入札参加者は、本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者、本施設の維持管理に当たる者、本施設の運営に当たる者等で構成されるものとする。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理、運営等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員に、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営（総括マネジメント業務、図書館業務、美術館（市民ギャラリー）業務、市民活動支援センター業務、独立採算業務）に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。なお、各業務を同一の者が兼務することも、一つの業務を複数の者で行うことも可能とする。

また、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者は、市が入札説明書等において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能なものとする。

入札参加グループで申し込む場合には、以下の要件を満たすこと。

- 1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には市と協議を行い、入札書及び提案書の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。
- 4) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、落札した入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、再受託（再受注）することを妨げる

ものではない。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計に当たる者、建設に当たる者、運営に当たる者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計に当たる者、建設に当たる者、運営に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合には、自らが実施する業務（例えば、都市公園の施設整備を実施する建設に当たる者は土木一式工事の許可だけでよい。）に関する以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

1) 設計に当たる者

① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

② 平成25・26年度東根市競争入札参加資格審査で業種区分「建築関係コンサル」で申請・登録をしていること。

※ 工事監理は、設計に当たる者が実施すること。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合には、当該設計に当たる者以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

2) 建設に当たる者

① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事及び土木一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

② 平成25・26年度東根市競争入札参加資格審査で工事種目「建築一式」及び「土木一式」で申請・登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、建築一式では750点以上、土木一式では800点以上であること。

3) 運営に当たる者

運営に当たる者のうち図書館業務を行う者は、図書館法第2条に定める図書館（公立・私立を問わない。）の運営に携わった経験が1年以上ある法人、又は、図書館法第2条に定める図書館（公立・私立を問わない。）の運営に携わった経験が1年以上ある個人を配置できる法人とする。

(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 4) 東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
- 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
- 6) 直前2年間の法人税、消費税又は法人市民税を滞納している者。
- 7) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- 8) 市が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関する導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

- 9) 東根市業務委託契約条項第40条第1項第6号の規定及び東根市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定（以下、双方とも「暴力団排除条項」という。）に該当しないこと。なお、本項については、2(4)3の規定に係わらず、設計に当たる者、建設に当たる者にあつては、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限の日から本施設の施設整備に係る業務の完了の日までの、維持管理に当たる者、運営に当たる者にあつては、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限の日から本施設の維持管

理に係る業務、本施設の運営に係る業務の完了の日までの、いずれの日においても暴力団排除条項に該当しないこと。

(4) 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等

- 1) 入札参加者の備えるべき競争参加資格（「(1)入札参加者の参加要件」、「(2)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件」、「(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」に掲げる内容をいう。以下同じ。）に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。
- 2) 本事業における2(2)1)②、同2)②に示す平成25・26年度東根市競争入札参加資格審査の申請・登録は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限日まで随時受け付ける。なお、通常の平成26年度東根市競争入札参加資格審査の申請（追加）・登録は、その受付が平成26年2月3日（月）から2月21日（金）の期間で行われるので、可能であれば、この期間を活用すること。
- 3) 上記1)の確認基準日の翌日から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。
- 4) 上記3)に係わらず、入札参加者の備えるべき競争参加資格のうち、確認基準日の翌日から基本協定の締結の日までの「(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」の「4)東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者」の規定は、入札参加企業及び入札参加グループの代表企業に適用するものとし、入札参加グループの代表企業を除く構成員には適用しない。
- 5) 本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

3 入札の実施

(1) 入札説明書等の公表（交付）

1) 公表（交付）日時及び場所

- ① 公表（交付）日時 平成26年 1月14（火）から 1月17日（金）、
ただし、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間
- ② 公表（交付）場所 本事業に関する窓口

2) 市のホームページによる公表（交付）

入札説明書等の公表（交付）は、市のホームページにおいても行う。

(2) 入札説明書等に関する説明会

1) 開催日時及び場所

① 開催日時 平成26年 1月17日（金）午後2時から

② 開催場所 東根市役所4階会議室

2) 申込日時及び方法等

① 申込日時 平成26年 1月14日（火）から 1月16日（木）午後5時まで

② 申込方法等 入札説明書において提示する。

(3) 入札説明書等に関する質問（1回目）の受付

1) 受付日時及び場所

① 受付日時 平成26年 1月30日（木）から 1月31日（金）午後5時まで

② 受付場所 本事業に関する窓口

2) 提出方法等

入札説明書において提示する。

(4) 入札説明書等に関する質問回答（1回目）の公表

1) 公表日時及び場所

① 公表日時 平成26年 2月21日（金）

② 公表場所 市のホームページ

(5) 入札説明書等に関する質問（2回目）の受付

1) 受付日時及び場所

① 受付日時 平成26年 3月12日（水）から 3月13日（木）午後5時まで

② 受付場所 本事業に関する窓口

2) 提出方法等

入札説明書において提示する。

(6) 入札説明書等に関する事前個別質問（VE提案・独立採算業務提案）の受付

1) 受付日時及び場所

① 受付日時 平成26年 3月12日（水）から 3月13日（木）午後5時まで

② 受付場所 本事業に関する窓口

- 2) 提出方法等
入札説明書において提示する。
- (7) 入札説明書等に関する事前個別質問（V E 提案・独立採算業務提案）に基づく個別対話
 - 1) 開催日時及び場所等
 - ① 開催日時 平成26年 3月26日（水）から 3月27日（木）
 - ② 開催場所 東根市役所2階会議室
- (8) 入札説明書等に関する改定個別質問（V E 提案・独立採算業務提案）の受付
 - 1) 受付日時及び場所
 - ① 受付日時 平成26年 4月 3日（木）から 4月 4日（金）午後5時まで
 - ② 受付場所 本事業に関する窓口
 - 2) 提出方法等
入札説明書において提示する。
- (9) 入札説明書等に関する質問回答（2回目）の公表。
 - 1) 公表日時及び場所
 - ① 公表日時 平成26年 4月 4日（金）
 - ② 公表場所 市のホームページ
- (10) 入札説明書等に関する改定個別質問（V E 提案・独立採算業務提案）回答の送付
 - 1) 送付日時及び対象者
 - ① 送付日時 平成26年 4月11日（金）
 - ② 送付対象者 当該個別質問者
 - 2) 送付方法等
入札説明書において提示する。
- (11) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付
 - 1) 受付日時及び場所
 - ① 受付日時 平成26年 4月24日（木）から 4月25日（金）、ただし、午前9時から12時及び午後1時から5時の間
 - ② 受付場所 東根市役所2階会議室
 - 2) 提出方法等
入札説明書において提示する。

(12) 競争参加資格確認審査の結果の通知

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出した入札参加希望者に対して、平成26年 5月 2日（金）に通知する。

(13) 競争参加資格がないとされた理由への説明請求の受付

1) 受付日時及び場所

① 受付日時 平成26年 5月 7日（水）から 5月13日（火）、ただし、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

② 受付場所 本事業に関する窓口

2) 提出方法等

入札説明書において提示する。

(14) 競争参加資格がないとされた理由の説明請求への回答

当該請求者に対して、平成26年 5月16日（金）までに書面により回答する。

(15) 入札辞退の受付

1) 受付日時及び場所

① 受付日時 平成26年 5月 7日（水）から 5月21日（水）まで、ただし、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

② 受付場所 本事業に関する窓口

2) 提出方法等

入札説明書において提示する。

(16) 入札書等及び提案書の受付

1) 受付日時及び場所

① 受付日時 平成26年 5月22日（木）から 5月23日（金）まで、ただし、5月22日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間、5月23日の午前9時から12時及び午後1時から2時の間

② 受付窓口・受付場所 東根市総務部財政課・東根市役所4階会議室

2) 提出方法等

入札説明書において提示する。

3) 入札保証金

入札保証金は、東根市財務規則第97条第2号の規定により免除する。

4) 予定価格

予定価格は、金6,573,000,000円である。

5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合には、落札の決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書及び提案書の受付日（開札日）において、入札参加者の備えるべき競争参加資格に掲げる要件（ただし、「2(4)入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等」の4)の規定が適用される。）の1つでも満たさない場合には、当該入札参加者は競争参加資格を失うことになり、本事業に関する入札の資格がない者に該当する。

- ① 本事業に関する入札の資格がない者の行った入札
- ② 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表者以外の者が行った入札
- ③ 委任状を持参しない代理人の行った入札
- ④ 競争参加資格確認申請書等、その他の一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ⑤ 記名押印を欠いた入札
- ⑥ 入札金額を訂正した入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 本事業に関する入札において、他の代理人を兼ねた者がした入札、あるいは、2人以上の代理人がした入札

6) 入札の中止等

入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(17) 入札書の開札（入札価格の適格審査）

1) 開札日時及び場所

- ① 開札日時 平成26年 5月23日（金）午後2時30分
- ② 開札場所 東根市役所4階会議室

2) 開札方法

入札説明書において提示する。

(18) 入札に関する留意事項

入札説明書において提示する。

4 最優秀提案者の選定及び落札者の決定・公表

(1) 落札者の決定方式

総合評価一般競争入札方式によるものとする。

(2) 審査委員会の設置

学識経験者及び市の職員等で構成する「東根市公益文化施設整備等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

(3) 最優秀提案者の選定の実施

1) 提案審査（基礎審査）

2) 提案審査（定性審査）

3) 提案審査（価格審査）

4) ヒアリングの実施（審査委員会が必要とする場合）

(4) 落札者の決定・公表

1) 落札者の決定・公表

① 審査委員会による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定する。

② 落札者の決定の結果は、入札参加者に対して通知するとともに、市のホームページにより公表する。

2) 審査講評の公表

P F I 法第 1 1 条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者と基本協定を締結した後に公表する。

5 その他

(1) 事業契約等に関する事項

1) 基本協定の締結

落札者は、落札者の決定の通知を受けて速やかに、市を相手方として、事業契約の締結（仮契約）に向けて必要となる事項等を定めた基本協定を締結する。詳細については、入札説明書において提示する。

2) 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、速やかに本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者と同じ、以下「選定事業者」という。）を東根市内に設立する。詳細については、入札説明書において提示する。

3) 選定事業者との事業契約の締結（仮契約）

選定事業者は、平成26年度8月中旬を目処とし、市を相手方として、事業契約書（案）及び提案書に基づき、事業契約の締結（仮契約）を行わなければならない。事業契約において、選定事業者が実施すべき本施設の施設整備に係る業務（設計・建設等）、開業準備に係る業務、維持管理に係る業務及び運営に係る業務に関する業務内容、支払金額、支払方法を定める。

4) 事業契約の市議会における議決（効力の発生）

本事業は、PFI法第12条の規定により、市議会の議決を得たときに効力を生じるものとする。なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合には、市及び選定事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

5) 契約保証金

① 選定事業者は、施設整備に係る業務（設計・建設等）の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに、本施設の引渡しまでの間にわたって、以下に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、オの場合において市を被保険者とした場合には、直ちにその保証証券を市に提出し、選定事業者等を被保険者とした場合には、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 本施設の施設整備に係る業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

エ 本施設の施設整備に係る業務に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証

オ 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

② 保証の金額は、施設整備費相当分（ただし、本施設の施設整備に係る金利支払額を除く。）の100分の10とする。

③ 契約金額の変更があった場合には、保証の金額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、市は選定事業者に対して保証の金額の増額を請求することができ、選定事業者は市に対して保証の金額の減額を請求

することができる。

6 本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

所在地：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電話：0237(42)1111(内線3211)

ファックス：0237(43)2413

電子メール：project@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ：<http://www.city.higashine.yamagata.jp>